

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案新旧対照条文

総理府

○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

建設省

改正案

別表第一（第二条関係）

案内標識

種類	番号	設置場所
(略)		
		車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
総重量 限度緩 和指定 道路		のA

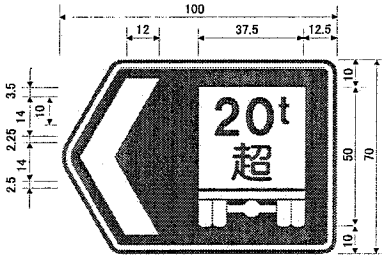
高 速 限 度 緩 和 指 定 道 路				
($\frac{1}{4}$ - $\frac{1}{C}$ $\frac{8}{\cdot}$ の D)	($\frac{1}{4}$ - $\frac{1}{B}$ $\frac{8}{\cdot}$ の)	($\frac{1}{4}$ - $\frac{1}{A}$ $\frac{8}{\cdot}$ の)	(1 1 8 の B)	
高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は交差点における進行方向の正面の路端	高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は交差点における進行方向の正面の路端	

	(1 1 8 の B)	
	車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者が指定した道路において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は交差点における進行方向の正面の路端	

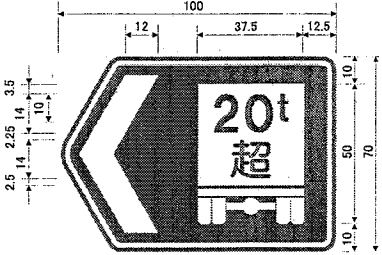
補助標識		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
種類	番号							表示する意味	補助標識が附置される本標識
始 点	(5 1 3)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
本標識が表示する道路の始点を示すこと。								本標識が表示する意味を補足するため必要な事項を示すこと。	案内標識のうち、「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの 警戒標識
案内標識のうち、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの									

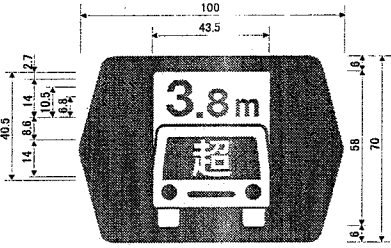
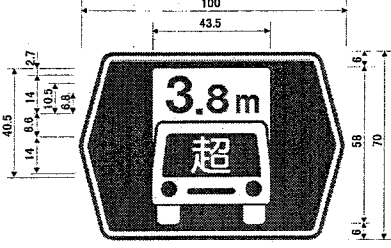
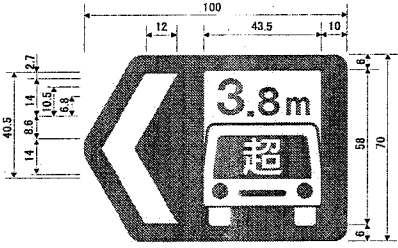
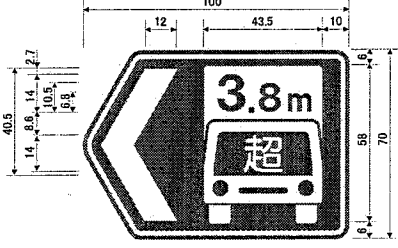
		補助標識			
始 点	(5 1 3)	(略)	種 類	(略)	(略)
			番 号		
			表示する意味		
と。 路の始点を示すこ と。	本標識が表示する道 路の始点を示すこ と。	と。 要な事項を示すこ と。	本標識が表示する意 味を補足するため必 要な事項を示すこ と。	警戒標識	補助標識が附置され る本標識
案内標識のうち、 「総重量限度緩和指 定道路」を表示する もの					

別表第二（第三条関係）
案内標識

(略)	(略)	終 点	(5 1 4)
	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	本標識が表示する道路の終点を示すこと。	案内標識のうち、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するもの

別表第二（第三条関係）
案内標識

(略)	(略)	終 点	(5 1 4)
	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)	本標識が表示する道路の終点を示すこと。	案内標識のうち、「総重量限度緩和指定道路」を表示するもの

	高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)		高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)
	高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)		高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)

一 本標識板（本標識の表示板をいう。）

(一) 表示

1 案内標識（「サービス・エリアの予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」（総重量限度緩和

指定道路

(118の3-B)

にあつては、矢形を除く。）及び「高さ限

度緩和指定道路」（高さ限度緩和指定道路

(118の4-B)

及び

高さ限度緩和指定道路

(118の4-D)

にあつては、矢形を除く。）

を表示するものを除く。）、「T形（又は十形）道路交差点あり」、「右（又は左）方屈曲あり」、「右（又は左）方屈折あり」、「右（又は左）背向屈曲あり」、「右（又は左）背向屈折あり」、「右（又は左）つづら折りあり」、「落石

一 本標識板（本標識の表示板をいう。）

(一) 表示

1 案内標識（「サービス・エリアの予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」及び「総重量限度緩和指定道路」（総重量限度緩和

和指定道路

(118の3-B)

にあつては、矢形を除く。）を表示する

ものを除く。）、「T形（又は十形）道路交差点あり」、「右（又は左）方屈曲あり」、「右（又は左）方屈折あり」、「右（又は左）背向屈曲あり」、「右（又は左）背向屈折あり」、「右（又は左）つづら折りあり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両（組合せ）通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、

のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅
 員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び
 「動物が飛び出すおそれあり」を表示する警戒標識、「車両
 (組合せ) 通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制
 限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、
 「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速
 度」、「一方通行」、「車両通行区分」、「特定の種
 類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行
 区分」、「専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示
 する規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る
 図示の文字(数字を含む。(五)の2を除き、以下同じ。)及び
 記号(「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。)は、
 例示とする。

2
16
略

17

総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

及び 高さ限度緩和指

一方通行 (326-A)、「車両通行区分」、「特定の種類の車
 両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区
 分」、「専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」を表示す
 る規制標識並びに「規制予告」を表示する指示標識に係る図
 示の文字(数字を含む。(五)の2を除き、以下同じ。)及び記
 号(「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。)は、
 例示とする。

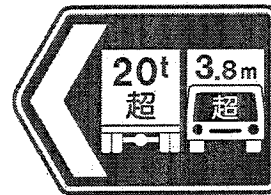
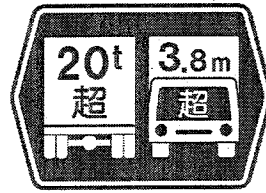
2
16
略

定道路

(118の4-A・B)

を表示する案内標識の標示板を設置する地点

が同一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示することができる。



(二) 18
寸法 31
略

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、
「国道番号

1 5
略

(118-A)

、
都道府県道番号

(118の2-A)

、
総重量限度緩和指

(二) 17
寸法 30
略

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、
「国道番号

1 5
略

(118-A)

、
都道府県道番号

(118の2-A)

、
総重量限度緩和指

定道路

(118の3-A・B)

高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

及びま

わり道

(120-A)

を表示する案内標識並びに警戒標識について

は、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

7
5
10
略

(三)
色彩

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、

「
国道番号

(118-A)

高さ限度緩和指定道路

(118の4-C・D)

及

定道路

(118の3-A・B)

及びまわり道

(120-A)

を表示する案内標識

並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況によ

り特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（5に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

7
5
10
略

(三)
色彩

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、

「
国道番号

(118-A)

及び「まわり道」を表示するもの以外

のものについては、文字、記号及び区分線を白色、地を緑

び「まわり道」を表示するもの以外のものについては、文

字、記号及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、

「方面及び距離

(106-B)

、「出口の予告」、「方面及び出

口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものの出口番号を表示する部分並びに「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示するものの施設名を表示する部分について

は、文字を緑色、地を白色とし、方面及び出口の予告

(110-A)

「方面及び出口

(112-A)

を表示するものの国

道番号

(118-A)

を表示する部分については、文字を白色、地

を青色とする。

(2) (5) 略

(6) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定

色とする。ただし、方面及び距離

(106-B)

、「出口の予

告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の

予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものの

出口番号を表示する部分並びに「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を緑色、地を白色とし、方面及び出口の予告

(110-A)

「方面及び出口

(112-A)

を

表示するものの国道番号

(118-A)

を表示する部分について

は、文字を白色、地を青色とする。

(2) (5) 略

する道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和

指定道路

(118の4-C)

を表示するものについては、記号中の文

字及び地を緑色、記号外の文字及び記号を白色とする。

(7) 高速道路等のうち車両制限令第三条第一項第三号に規定

する道路管理者が指定した道路に設置する 高さ限度緩和

指定道路

(118の4-D)

を表示するものについては、記号中の文

字及び地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とす

る。

(8) (18) 略

(19) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

(6) (16) 略

さ限度緩和指定道路

を表示するものについては、

(118の4- A)

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路

を表示するものについては、

(118の4- B)

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(21) |
(23) |
略

2
4
略

(五) (四)
略

文字等の大きさ等

1
略

2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予

さ限度緩和指定道路

を表示するものについては、

(118の4- A)

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方

向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予

さ限度緩和指定道路

を表示するものについては、

(118の4- B)

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(17) |
(19) |
略

2
4
略

(五) (四)
略

文字等の大きさ等

1
略

2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予

告」、「方面、方向及び道路の通称名」、著名地点

(114-B)

「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「

総重量限度緩和指定道路」、高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その二分の一の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを

3倍、7倍

8倍、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避

告」、「方面、方向及び道路の通称名」、著名地点

(114-B)

「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「

総重量限度緩和指定道路」、「道路の通称名」及び「まわり

道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつて

は、その二分の一の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1・5倍、2倍、2・5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。（表略）

3倍、7倍

8倍、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避

県道番号 (118の2-B・C) 及び「道路の通称名」を表示するものに	については十ミリメートル、 国道番号 (118 -B・C) 、 都道府	及び 高さ限度緩和指定道路 (118の4-A・B) を表示するものにつ	府県道番号 (118の2-A) 、 総重量限度緩和指定道路 (118の3-A・B)	所」、「駐車場」及び まわり道 (120-B) を表示するもの については九ミリメートル、 国道番号 (118-A) 、 都道
---	---	---	---	---

し、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上	号 (118 -B・C) 、 都道府県道番号 (118の2-B・C) 及び「道路の通称	線」を表示するものについては十ミリメートル、「国道番 を表示するものについては十ミリメートル、「登坂車	府県道番号 (118の2-A) 及び 総重量限度緩和指定道路 (118の3-A・B)	所」、「駐車場」及び まわり道 (120-B) を表示するもの については九ミリメートル、 国道番号 (118-A) 、 都道
-----------------------------------	--	---	--	---

については八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

の太さとする。